

### 議事要旨(3)資産除去債務専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、会計基準及び適用指針の公開草案について、次回の企業会計基準委員会で議決し、年内に公表を予定していることが説明された。

引き続き、荻原主任研究員より、会計基準案及び適用指針案について前回からの変更点を中心に、専門委員会における審議の状況が報告された。

#### （会計基準案についての変更点）

- ・ 割引前将来キャッシュ・フローの見積りの変更に関連して、資産除去債務が法令の改正等により新たに発生した場合は、新たな会計事実の発生に該当するが、将来キャッシュ・フローの見積りの変更と同様に取り扱う旨を明記した。
- ・ 会計基準の適用開始時における過年度に発生した資産除去債務の計上額とそれに関連する資産計上額との間の差額については、適用初年度の損失として計上する方法によることとしているが、結論の背景においてその理由の説明を加えた。

#### （適用指針案についての変更点）

- ・ 建物等の賃借契約において敷金を支出している場合、資産除去債務の計上に代えて、敷金の回収が見込めない金額を合理的な償却期間で費用計上する方法を認めているが、前回の案では、当該合理的な期間等の算定が困難な場合、敷金の半分程度を当期の費用とすることを認めることとしていた。この「敷金の半分程度を当期の費用とする取扱い」については過度に保守的な処理となるとの指摘等も踏まえ、削除することとし、合理的な期間等の算定が困難な場合は、その旨及び理由の開示を行うこととした。

委員等からは、適用指針案において、資産除去債務を合理的に見積ることができない場合とは、入手可能な証拠を勘案し、最善の見積りを行ってもなお、できない場合とされているが、それは企業によって区々であり、それでよいのかとの確認がなされた。

事務局からは、「最善の見積りを行ってもなお合理的な見積りができない場合」に該当するかどうかの判断は、まさに経営者の判断に関わるものであり、統一的に基準を設けることはできないとの考え方を示した。

以 上